



令和5年6月15日 発行  
**第77巻 第6号**  
 岡山市北区桑田町15番28号  
 一般社団法人岡山県労働基準協会  
 編集兼 (電話 (086) 225-3571)  
 発行人 岡田 康 浩  
 1部 50円 1年 600円  
 (購読料は会費に含む)  
 ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



長法寺(津山市) (写真提供:公益社団法人岡山県観光連盟)



**目次** *Jun. 2023*

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 行政の動き | 2023年4月から従業員が1,000人を超える企業は男性労働者の… 6<br>育児休業取得率等の公表が必要です   | 協会より |
|       | 令和5年度 業務改善助成金のご案内 …………… 7<br>人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内… 9<br>不妊治療と仕事との両立を支援する助成金のご案内…11<br>裁量労働制を採用している事業主の皆様へ ……………15 |      |
|       | 第12回定時総会を開催 …………… 2   |      |
|       | 令和4年度事業報告 …………… 4   |      |
|       | 事業主の皆様へ 労働安全・衛生コンサルタントをご利用ください…10   |      |
|       | 令和5年度 全国安全週間 ……………10  |      |
|       | 令和5年度 個別労働紛争解決研修『基礎研修』開催のご案内 13   |      |
|       | 悠々自適 ……………14  |      |
|       | 労働災害-統計- ……………16  |      |

# 第12回定時総会を開催



第12回一般社団法人岡山県労働基準協会定時総会は、5月29日（月）ホテルグランヴィア岡山において、成毛節岡山労働局長をはじめとする来賓のご臨席と会員多数のご出席のもと開催されました。

晝田会長の開会挨拶、来賓を代表して成毛労働局長から祝辞を頂戴した後議事に入り、事務局より令和4年度事業を報告するとともに、令和4年度計算書類が承認されました。

続いて、公益目的支出計画の実施状況、令和5年度事業計画及び収支予算が報告されました。

引き続き理事及び監事の辞任にともない新たに2人の理事と1人の監事が選任されました。

総会終了後、永年協会の発展に貢献された方々へ感謝状の贈呈を行うとともに、安全衛生管理優良事業場等の表彰を行いました。

新たに選任された理事及び被表彰者等は次のとおり。

## 《理事》

堀澤 輝雄（JFEスチール株式会社常務執行役員西日本製鉄所倉敷地区所長）

藤谷 信吾（品川リフラクトリーズ株式会社耐火物事業本部生産部門岡山工場長）

## 《監事》

山本 哲司（株式会社天満屋執行役員）

## ▽感謝状贈呈者

大西 修三氏（一般社団法人岡山県労働基準協会 講師）

古林 文雄氏（一般社団法人岡山県労働基準協会 講師）

高島 正俊氏（一般社団法人岡山県労働基準協会 講師）

名和 計教氏（一般社団法人岡山県労働基準協会 講師）

福島 一夫氏（一般社団法人岡山県労働基準協会 講師）

横大路 哲氏（一般社団法人岡山県労働基準協会 講師）

## ▽安全衛生管理優良表彰

優良賞 品川リフラクトリーズ株式会社  
耐火物事業本部生産部門岡山工場

// 株式会社スガテック西日本支店

// 住友電工焼結合金株式会社

功績賞 原田 忠雄氏

// 平井 敏温氏



(左から) 大西 修三氏      古林 文雄氏      名和 計教氏      横大路 哲氏



(左から)  
品川リフラクトリーズ(株)耐火物事業本部生産部門岡山工場様、(株)スガテック西日本支店様、  
住友電工焼結合金(株)様



(左から)                      原田 忠雄氏                      平井 敏温氏

# 令和4年度 事業報告書

## I 会員の状況

当期末 7,186 会員

## II 事業の状況

### 1 労働災害防止活動事業【実施事業】

- (1) 労働災害防止対策に関する事業の実施
- (2) 安全衛生管理水準の向上に関する事業の実施
- (3) 「岡山地方産業安全衛生大会」及び「岡山県ゼロ災運動研究集会」等の開催
- (4) 各災害防止協議会による自主的労働災害防止活動の推進
  - ① プレス災害防止協議会
  - ② プレス・機械金属災害防止協議会
  - ③ 機械金属災害防止協議会

### 2 普及推進（啓発）指導事業【実施事業】

- (1) 労働基準法等関係法令の普及啓発及び指導に関する事業の推進
- (2) 労働安全衛生法等関係法令の普及啓発及び指導に関する事業の推進
- (3) パート・有期労働法及び労働契約法等関係法令の普及啓発及び指導に関する事業の推進
- (4) 「岡山労働基準弘報」及び各種資料の配布等による広報活動に関する事業の推進
- (5) その他、事業推進に関連する関係法令の普及啓発及び指導に関する事業の推進

### 3 相談指導事業【実施事業】

- (1) 労務管理、安全衛生相談日の開設（毎週火曜日及び木曜日）
- (2) 労務管理、労働福祉の改善及び向上に関する事業の推進
- (3) 産業安全、労働衛生の改善及び向上に関する事業の推進
- (4) 職場環境の快適化の推進に関する事業の推進
- (5) 協議会、交流会活動等に関する事業の推進

### 4 講習・教育事業

- (1) 地域のニーズに沿った技能講習及び安全衛生教育等の開催と教育内容の充実  
836回開催 24,069名受講
- (2) 職業能力開発促進法による認定職業訓練及びその他職業訓練に関する事業の推進
- (3) 会員事業場の労務管理及び安全衛生管理水準の向上に資する講習会の開催

### 5 健康診断等事業

- (1) 産業医及び健康診断等に関する事業の推進
- (2) 労働衛生センターの積極的活用
- (3) マスクフィットテストに関する事業の推進

### 6 産業医事業

- (1) 産業医活動等に関する事業推進

### 7 作業環境測定事業

- (1) 作業環境測定等に関する事業推進

### 8 健康教育・保健指導事業【実施事業】

- (1) 労働者の健康の保持増進に関する事業の推進

### 9 事務受託事業

- (1) 労働保険事務組合等の受託業務に関する事業の推進
  - ① 6支部において労働保険事務組合を運営
- (2) 法定外労災保険等の普及に関する事業の推進
- (3) その他の事務受託に関する事業の推進
  - ① 中小企業退職金共済制度 委託事業主団体
  - ② 地域安全衛生広報活動事業
  - ③ 中小規模事業場安全衛生相談事業

### 10 資料等頒布事業

- (1) 書籍及び各種用品類等の物品販売に関する事業の推進

### 11 運営及び組織の基盤強化

- (1) 会員組織の拡大と会員サービスの向上
- (2) 安定した協会運営と活性化
- (3) 事務局体制の改善強化と内部監査体制の確立

- (4) 親切で迅速な対応と窓口相談体制の充実
- (5) IT化の推進とホームページの充実
- (6) 岡山県安全衛生会館の機能充実と効率的な運営
- 12 関係団体等との積極的連携
  - (1) 中央労働災害防止協会の事業運営に協力
  - (2) 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会岡山県支部の事業運営に協力
  - (3) 一般社団法人岡山県火災類保安協会の事業運営に協力
  - (4) その他の関係団体等との積極的連携

Ⅲ 役員会等に関する事項

- 1 定時総会の開催
  - (1) 第11回定時総会 令和4年5月30日(月曜日)
- 2 監事会及び理事会並びに幹事会の開催
  - (1) 監事会 令和4年4月28日(木曜日)
  - (2) 第37回理事会及び令和4年度第1回幹事会 令和4年5月9日(月曜日)
  - (3) 第38回理事会 令和4年5月30日(月曜日)
  - (4) 第39回理事会及び令和4年度第2回幹事会 令和4年10月24日(月曜日)
  - (5) 第40回理事会及び令和4年度第3回幹事会 令和5年3月27日(月曜日)

Ⅳ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

- 業務の適正を確保するための体制を第22回理事会(平成30年3月26日開催)において決議し、体制を構築している。
- (1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (3) 損失の危険の管理に関する体制
  - (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (5) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (6) 理事及び役職員が監事への報告に関する体制

資産の概要  
(令和4年度)

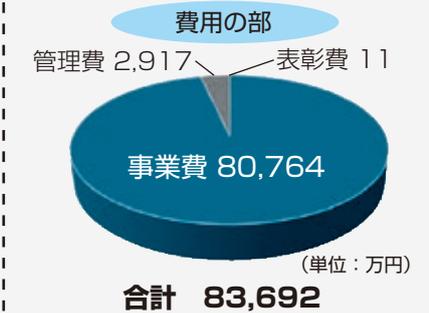
(単位:万円)

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 流動資産<br>48,683  | 流動負債<br>15,504 |
| 固定資産<br>239,754 | 固定負債<br>11,912 |
| 正味財産<br>261,021 |                |

正味財産の概要  
(令和4年度)

|           |         |
|-----------|---------|
| 当期正味財産増減額 | 7,006   |
| 正味財産期首残高  | 254,015 |
| 正味財産期末残高  | 261,021 |

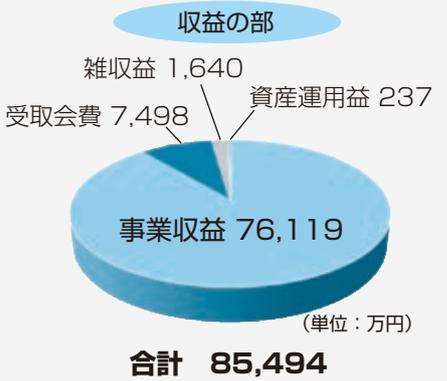
(単位:万円)



収支予算の概要  
(令和5年度)

|           |         |
|-----------|---------|
| 当期正味財産増減額 | 2,347   |
| 正味財産期首残高  | 261,021 |
| 正味財産期末残高  | 263,368 |

(単位:万円)



# 2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

令和5年4月1日施行

**対象企業** 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

**公表内容** 次の①または②いずれかの割合



公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

| ① 育児休業等の取得割合  | ② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合   |
|---|---|
| $\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$ | $\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を} \\ \text{利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$ |

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

・育児休業（産後/産前/育休を含む）

・法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

**公表方法** インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

**両立支援のひろば**

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



**公表期限について**

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

| 事業年度末<br>(決算時期) | 初回公表期限         | 事業年度末<br>(決算時期) | 初回公表期限         |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 3月              | 令和5（2023）年6月末  | 9月              | 令和5（2023）年12月末 |
| 4月              | 令和5（2023）年7月末  | 10月             | 令和6（2024）年1月末  |
| 5月              | 令和5（2023）年8月末  | 11月             | 令和6（2024）年2月末  |
| 6月              | 令和5（2023）年9月末  | 12月             | 令和6（2024）年3月末  |
| 7月              | 令和5（2023）年10月末 | 1月              | 令和6（2024）年4月末  |
| 8月              | 令和5（2023）年11月末 | 2月              | 令和6（2024）年5月末  |

【お問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL：086-225-2017

# 令和5年度 業務改善助成金のご案内

◀ 賃金UP・設備投資等・生産性向上におすすめの助成金 ▶

岡山労働局 (R5.4版)

## 制度の概要

- ①事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる。
  - ②設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。
- ②の費用の一部助成



## 対象事業場

- 中小企業・小規模事業者
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

★ 申請は事業場ごと  
(工場A、事務所B → 別々)

【岡山県】  
事業場内最低賃金  
922円  
以下

↑岡山県最低賃金892円のため

## 支給要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

対象となるか、チェック！  
全て☑になれば、助成金の対象の可能性が有ります！！

## 手続きの概略(例)

申請期限 (必着) ※早期締切の場合あり  
令和6年1月31日  
→ 事業完了期限: 令和6年2月28日

事業主

① 交付申請書・事業実施計画書等

提出

審査

交付決定

② 事業実施  
(賃金引き上げ、  
設備投資等、  
代金の支払)

③ 事業実績報告書・  
助成金支給申請書

提出

審査

交付額  
確定※

岡山労働局

※交付額確定と助成金の支払いを実施します

## 助成限度額

( )内は事業場規模30人未満の場合の上限額

| コース区分 | 賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額(万円) |          |          |          |          |
|-------|---------------------------|----------|----------|----------|----------|
|       | 1人                        | 2~3人     | 4~6人     | 7人以上     | 10人以上 ※1 |
| 30円   | 30(60)                    | 50(90)   | 70(100)  | 100(120) | 120(130) |
| 45円   | 45(80)                    | 70(110)  | 100(140) | 150(160) | 180(180) |
| 60円   | 60(110)                   | 90(160)  | 150(190) | 230(230) | 300(300) |
| 90円   | 90(170)                   | 150(240) | 270(290) | 450(450) | 600(600) |

## 【岡山県の助成率】

事業場内最低賃金

① 892円~919円

4/5 (80%)

② 920円~922円

3/4 (75%)

生産性要件 ※2

を満たした場合

① 9/10 (90%)

② 4/5 (80%)

※1 10人以上の上限額区分: 事業場内最低賃金が②920円~922円の場合は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- 生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

※2 生産性要件: 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算



# 賃金UP 設備投資・生産性向上 業務改善助成金

## 活用 過去の岡山県内 導入事例

### 【製造業(縫製)】

#### ◇新型ミシン

- ☞作業能率の向上
- ☞初心者でも作業が可能

### 【製造業(食品)】

#### ◇プレハブ型冷蔵庫

- ☞労働能率の向上

### 【理美容業】

#### ◇新型の洗髪台

- ☞作業能率の向上

### 【洗濯業】

#### ◇大型洗濯機・乾燥機の増設

- ☞労働能率の向上

### 【接客業】

#### ◇自動釣銭機 ◇勤怠打刻機

- ☞労働能率の向上

### 【介護事業】

#### ◇介護ベッド ◇リハビリ器具

- ☞業務効率の向上

### 【農業】

#### ◇農薬散布ドローン

- ☞消毒時間の短縮

### 【小売業】

#### ◇POSレジシステム ◇受発注システム

- ☞在庫管理の短縮

### 【飲食業】

#### ◇食器洗浄機

- ☞洗浄時間の短縮

#### ◇フードスライサー

- ☞肉細分作業の短縮

## 助成金の支給までの具体的な流れ (例)

 **早めの申請をお勧めします**

- 9月8日 事業場内最低賃金892円(対象者2人)を9月21日から30円引き上げる計画を策定し、労働局に申請額を90万円とする助成金の交付申請書を提出
- 9月21日 就業規則を改定し、**事業場内最低賃金を30円引き上げた922円とする** ※本例は最低賃金改正日より前
- 10月5日 労働局が審査の上、助成金の交付決定通知を行う
- 10月11日 生産性向上に役立つ機器を導入して業務改善を行い、機器代金120万円を支払う  
(注) 機器の購入は、**交付決定後に行った場合のみ、助成金の対象**
- 10月31日 **対象者2人に対し、引き上げた賃金を支払う**
- 11月6日 労働局に機器の導入・支払状況、引き上げ後の賃金の支払い状況などを記載した事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出
- 11月22日 労働局が審査の上、交付額確定と助成金の支払いを実施  
→ その後、状況報告が必要となります



 **業務改善助成金**

**検索**



【制度のお問い合わせ先】  
業務改善助成金  
コールセンター  
Tel.0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】  
岡山働き方改革  
推進支援センター  
Tel.0120-947-188

【申請先】  
岡山労働局  
雇用環境・均等室  
Tel.086-224-7639

中小企業事業主の皆様へ

令和5年4月1日改正

## 人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

### 概要

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果あがた中小企業事業主を支援する制度となります。

### 改正内容

- テレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります！（対象となる経費は最大6ヶ月分、合計77万円までです。）
- 賃金要件（賃上げ加算）を満たした場合、目標達成助成の助成率を割り増しして支給します。 ※生産性要件は廃止しました。

### 主な受給要件

#### 【機器等導入助成】

1. テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。
2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した就業規則又は労働協約を整備すること。
3. テレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。
4. テレワーク実施状況が、基準を満たすこと。
5. 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。

#### 【目標達成助成】

1. 離職率に係る目標の達成をすること。
2. テレワーク実施状況が、基準を満たすこと。



### 受給額

| 助成        | 支給額  |
|-----------|--|
| 【機器等導入助成】 | 1企業あたり、支給対象となる経費の30%<br>※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。<br>・1企業あたり100万円<br>・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円                 |
| 【目標達成助成】  | 1企業あたり、支給対象となる経費の20% <賃金要件を満たす場合35%><br>※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。<br>・1企業あたり100万円<br>・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 |

### 助成金の詳細・問合せ先

岡山労働局 雇用環境・均等室  
TEL 086-224-7639

人材確保等支援助成金 テレワークコース

検索



## 労働調査会の定期刊行誌

いち早く、労働行政関連情報を手に入れるなら、労働調査会の定期刊行誌！ご希望の方には、無料で見本誌を差し上げています。



### 労働安全衛生広報

発行 月2回(1日・15日)  
年6回別冊付録つき  
判型/頁数 B5判/64頁  
年間購読  
会費 税込価格 67,320円



### 先見労務管理

発行 月2回(10日・25日)  
年6回別冊付録つき  
判型/頁数 B5判/64頁  
年間購読  
会費 税込価格 67,320円



### 労働基準広報

発行 月3回(1日・11日・21日)  
年6回別冊付録つき  
判型/頁数 B5判/56頁  
年間購読  
会費 税込価格 67,320円

★お申し込みは、  
最寄りの一般社団法人岡山県労働基準協会・各支部へ!!

労働調査会 関西支社 <https://www.chosakai.co.jp>  
大阪市西区阿波座2丁目2-18 TEL.06-6541-3045 〒550-0011



**事業主の皆様へ**  
**労働安全・衛生コンサルタント**  
**をご利用ください。**



## 労働安全・衛生コンサルタントとは

- 昭和47年に労働安全衛生法に基づいて創設されました。
- 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの名称の下に、事業者の求めに応じ、報酬を得て**安全衛生診断や指導**を行います。
- もっとも得意な分野を示すものとして**労働安全コンサルタントには、機械・電気・化学・土木・建築、労働衛生コンサルタントには、保健衛生・労働衛生工学**の区分があります。



**一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会**

岡山支部(事務局)下記ホームページ

<https://www.jashcon-okayama.com>  
**で検索ください。**



# 令和5年度全国安全週間

本週間：令和5年7月1日～7日 準備期間：令和5年6月1日～30日

スローガン **高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**



## 事業主の皆さまへ

## 不妊治療と仕事との両立を支援する助成金のご案内

## なぜ、両立支援が必要なのでしょう。

- 不妊治療を経験した方のうち16%（男女計（女性は23%））が、不妊治療と仕事を両立できずに離職しています。
- 両立に困難を感じる理由には、通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさがあります。
- 職場内で、不妊治療についての認識があまり浸透していないこともあります。

⇒ **不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場づくりを行うことは労働者の離職防止や人材の確保などにつながり、企業にとってもメリットがあります。**

## 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

## 支給対象となる事業主

次の①～⑥のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

- ① 不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可）
- ② 所定外労働制限制度 ③ 時差出勤制度 ④ 短時間勤務制度
- ⑤ フレックスタイム制 ⑥テレワーク

## 申請のステップ

両立を支援する旨の企業トップの方針の周知 ⇒ 社内ニーズ調査 ⇒ 就業規則等の規定・周知  
⇒ 両立支援担当者の選任  
⇒ 労働者との面談・「不妊治療両立支援プラン」の策定

## 支給額

## A「環境整備、休暇の取得等」

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用  
**30万円**

## B「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得  
**30万円**

※A・Bとも1事業主あたり1回限りの支給

なお、「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」（生産性を向上させ、労働時間の縮減、年次有給休暇の取得や不妊治療のための休暇制度の導入等を実施した中小企業事業主の皆さまを支援する助成金）もあります。

●助成金の支給要件の詳細や具体的な手続き、各種申請書のダウンロードはこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号、その他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

## 不妊治療と仕事との両立支援策

### ●不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定します(令和4年4月～)

「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度を新設しました。この制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称します。

#### ○認定基準

##### 1. 次の(1)及び(2)の制度を設けていること(※1)

- (1)不妊治療のための休暇制度(不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く)
- (2)不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度

○半日又は時間単位の年次有給休暇

○所定外労働制限制度 ○時差出勤制度

○フレックスタイム制 ○短時間勤務制度 ○テレワーク

##### 2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること(※2)

##### 3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修(※3)その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること

##### 4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者(両立支援担当者)を選任し、労働者に周知していること



▲「不妊治療と仕事との両立」認定マーク

#### ※1 就業規則の規定例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930522.pdf>

#### ※2 企業トップによる方針の周知例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930524.pdf>

#### ※3 研修の実施例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930525.pdf>



### ●不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル

企業向けの制度導入マニュアルです。(企業の事例も掲載されています)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073885.pdf>



### ●不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック

労働者向けに、不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073887.pdf>



### ●不妊治療と仕事との両立のために(厚生労働省HP)

有識者による講演をオンラインで配信するなどしています。どなたでも無料で視聴できます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)



不妊治療と仕事との両立についての詳細な情報は、こちらにお問い合わせください。

受付8:30~17:15(土・日・祝日を除く)



岡山労働局雇用環境・均等室

電話 086-224-7639 (助成金について)

086-225-2017 (くるみん認定について)

個別労働紛争を防ぎ、解決して 働きやすい職場の実現を！

【厚生労働省委託事業】

【令和5年度 個別労働紛争解決研修】

『基礎研修』

開催のご案内

全基連では、企業内で発生する個別労働紛争を円滑、かつ早期に解決できる人材を育成することを目的とした個別労働紛争解決研修「基礎研修」を7月から令和6年1月まで13回開催します。本研修は著名な労働法学者、労働事件に関する実務経験豊富な弁護士が講師となり、実際に即した紛争解決のための知識や手法の修得を目的とする研修です。受講方法は、ライブ配信により自宅等で受講することもできますし、会場で対面で受講することも可能です。是非ともご参加ください。

受講方法：研修日（ライブ配信または会場での受講）は1日ですが、研修日前1か月間は事前学習期間としてオンデマンド配信を視聴しながら労働法の講義等を受講していただきます。

■事前学習期間

（研修日の1ヵ月前～研修日前日）

労働法及び事例的研修①をオンデマンド配信にて受講。



■研修日当日（9:30～18:00）

「労働法（総括）」及び「事例的研修②～④」を自宅等でライブ配信により受講または会場で対面で受講。

※「基礎研修」は13回開催します。うち9回は研修日がライブ配信による受講、4回は会場（東京3回、大阪1回）での受講となります。ご希望の回を選択してください。

《ライブ配信による研修日》

- |                                       |                                    |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 7月25日（火）     | <input type="checkbox"/> 8月22日（火）  |
| <input type="checkbox"/> 9月4日（月）      | <input type="checkbox"/> 10月6日（金）  |
| <input type="checkbox"/> 10月18日（水）    | <input type="checkbox"/> 11月2日（木）  |
| <input type="checkbox"/> 11月30日（木）    | <input type="checkbox"/> 12月13日（水） |
| <input type="checkbox"/> 令和6年1月27日（土） |                                    |

《会場での対面による研修日》

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 8月2日（水）      | 会場 東京 |
| <input type="checkbox"/> 9月26日（火）     | 会場 大阪 |
| <input type="checkbox"/> 11月14日（火）    | 会場 東京 |
| <input type="checkbox"/> 令和6年1月10日（水） | 会場 東京 |

【各回定員60名、受講料 27,500円（税込）】

令和5年度 『応用研修』 開催のご案内

「応用研修」は、基礎研修修了者を対象として個別労働紛争に対処する能力のスキルアップを図ることを目的とした研修です。個別労働紛争の模擬事例などをもとに参加者間でのグループディスカッションを通し、複雑化する労働問題への実践的な対処能力を身に付けていただきます。

9月から令和6年2月まで10回開催します。

※本研修は、基礎研修を修了した方を対象としていますが、社会保険労務士等一定の資格を有する方は、基礎研修を修了してなくても受講できます。お申込みは、「基礎研修」と合わせて申し込むこともできます。

《ライブ配信による研修日》

- |                                       |                                    |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 9月29日（金）     | <input type="checkbox"/> 10月14日（土） |
| <input type="checkbox"/> 11月8日（水）     | <input type="checkbox"/> 12月6日（水）  |
| <input type="checkbox"/> 令和6年1月16日（火） | <input type="checkbox"/> 2月16日（金）  |

《会場での対面による研修日》

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 10月26日（木）   | 会場 東京 |
| <input type="checkbox"/> 11月24日（金）   | 会場 大阪 |
| <input type="checkbox"/> 12月18日（月）   | 会場 東京 |
| <input type="checkbox"/> 令和6年2月1日（木） | 会場 東京 |

【各回定員 36名 受講料 20,350円（税込）※】

※一定の要件を満たす場合には受講料の割引が受けられます。

※研修の日程、詳細は全基連のホームページをご覧ください。

お問合せ・  
お申し込み先

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（略称 全基連）研修事業本部  
TEL：03-3518-9103 E-mail：kensyu@zenkiren.com  
ホームページ <http://www.zenkiren.com>

# 悠々自適

労働保険徴収室長  
中原 弘志

## コロナ下で始めたこと..

3年前、新型コロナウイルス感染症の流行でやる事が無くなり、キャンプに行くことを思い付きました。イスとテーブルとメスチンを購入、自宅の鍋、カセットコンロ、皿などを車に積み込んで、無料のキャンプ場へ。現地ではすでに多くのキャンパーがいて、まさにアウトドアブームでした。木陰を陣取り、ご飯を炊き、温めたレトルトカレーでいただきました。食後のコーヒーを飲んでいると、キャンパーの仲間入りをした気になりました。今では道具も増えましたが、簡単な調理で食事をして、コーヒーを飲んで、さっさと引き上げるのが自分のパターンになっています。

また、ある時、釣りに行ってみようと思い、小学生の時に使っていた竿とリールを引っ張り出し、簡単に釣れるであろうママカリを狙い、近くの港へ出掛けました。なにせ何十年も前の道具ですから、竿はグラグラ、リールに至っては昔ながらのカリカリ音が鳴る代物。この日仙人の如く、ただ竿先をながめている状態でしたが、目に映る水面のゆらめき、遠くを走る大型船などを見ていると、心が穏やかになっていく気がしました。しかし、釣りを続けているうちに、釣れないことでイライラしますが、最近は釣れないことが当たり前と思うようになり、また一歩仙人に近づいています。釣れた魚は、海の恵みに感謝し、ありがたく頂戴しております。スーパーの魚とは鮮度が違うので、非常に美味しくございます。

コロナが5類に移行したので、これからはもう少しアクティブに出掛けられると、楽しみにしています。

夢の..釣り+キャンプができたらと、作戦を立てているこの頃です。



もっと、ずっと、地球と共に。  
協同組合ウイングバレイ

理事長 晝田 眞三  
総社市久代1408番地の6  
TEL.(0866)96-1888  
FAX.(0866)96-2040

三井造船特機エンジニアリング株式会社  
マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利文  
〒706-8651  
岡山県玉野市玉3丁目1番1号  
TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

三井E&S玉野協働会  
会長 鈴木 康裕  
理事 藤原 一師  
玉原鉄工業協同組合



菱自梱包株式会社

代表取締役社長 亀岡 義男  
〒712-8003 倉敷市水島明神町7番20号  
TEL : 086-444-5800 FAX : 086-444-1531



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本 修三  
〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1  
TEL(0865) 65-0311(代)  
FAX(0865) 65-0460



弁護士法人  
太陽綜合法律事務所  
TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.

岡山県労働基準協会顧問弁護士 (岡山弁護士会所属)  
代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健 補  
〒700-0901  
岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル2階  
TEL(086)224-8338(代) FAX(086)224-7555

あなたの心で運ぶハート引越便



オカケン

岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 原田 和 充  
〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号  
TEL (086) 252-2111(代)  
ホームページ <https://www.okaken.co.jp>

税理士

たけ だ やす お  
武 田 育 男

〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号  
TEL : 086-231-1227

## 労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時  
(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。  
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

※上記以外の日程  
または来所の方は、  
事前にご連絡下さい。



省令改正の  
お知らせ

## 裁量労働制を採用している事業主の皆さまへ

令和6年4月1日以降も継続して裁量労働制（専門業務型・企画業務型）を適用する場合には、令和6年3月末日までに以下を参考にご対応をお願いします。

### 裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です

2024年4月1日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する**全ての事業場で、必ず、**

- 専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①を追加
- 企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加し、

裁量労働制を導入・適用するまで（継続導入する事業場では2024年3月末日まで）に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

#### 対応が必要な事項

##### ① 本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める

専門型

企画型

【専門業務型裁量労働制】

- ・ 本人同意を得ることや、同意をしなかった場合に不利益取り扱いをしないことを労使協定に定める※1 必要があります。

（※1 企画業務型裁量労働制では、これらを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。）

【専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制】

- ・ 同意の撤回の手続きと、同意とその撤回に関する記録を保存することを労使協定・労使委員会の決議に定める※2 必要があります。

（※2 企画業務型裁量労働制では、同意に関する記録を保存することを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。）

##### ② 労使委員会に賃金・評価制度を説明する

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容についての使用者から労使委員会に対する説明に関する事項（説明を事前に行うことや説明項目など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。
- ・ 対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うことを労使委員会の決議に定める必要があります。

##### ③ 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項（制度の実施状況の把握の頻度や方法など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。

##### ④ 労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 労使委員会の開催頻度を6か月以内ごとに1回とすることを労使委員会の運営規程に定める必要があります。

##### ⑤ 定期報告の頻度が変わります

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・ 定期報告の頻度について、労使委員会の決議の有効期間の始期から起算して初回は6か月以内に1回、その後1年以内ごとに1回になります。



※お問い合わせは最寄りの労働基準監督署または岡山労働局監督課まで

